(目 的)

第 1 条 この要綱は、再任用職員要綱(平成22制定)により任用される職員(以下「再任用職員」という。)の勤務時間、休日、休暇等に関する取扱いについて必要な事項を 定めることを目的とする。

(勤務時間等)

- 第 2 条 再任用フルタイム勤務職員(地方公務員法第 28 条の4第1項に規定する常時 勤務を要する職員をいう。以下同じ。)の勤務時間については、退職前の職員に準じる。
- 2 再任用短時間勤務職員(地方公務員法第 28 条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)の勤務時間については、1週間あたり常勤職員の勤務時間の5分の2から5分の4の範囲内とし、勤務日数、勤務時間及びその割振りは別に定めるものとする。

(休 日)

- 第 3 条 再任用フルタイム勤務職員の休日については、退職前の職員に準じる。
- 2 再任用短時間勤務職員の休日については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、休日を設けることができる。
- 3 前2項の規定により難いときは、別に定めるものとする。

(年次休暇)

- 第 4 条 年次休暇については、任用時に付与するものとし、その期間については4月1 日から翌年の3月31日までとする。
- 2 年次休暇の繰り越しについては、定年等による退職日の翌日から起算して1ヶ月後までに再任用された場合には、退職以前の勤務と継続するものとして取扱うものとする。
- 3 年次休暇の更新時の繰り越しについては、付与日数を上限として繰り越すことができる。

(年次休暇の付与日数)

- 第 5 条 年次休暇の付与日数については、再任用フルタイム勤務職員には退職前の職員と同様に付与するものとし、再任用短時間勤務職員には1週間の勤務日数に応じて別表第1のとおり付与するものとする。ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により、週30時間以上勤務する者のうち、前条第2項の規定に基づき、退職以前の勤務と継続すると認められる者については、1週間の勤務日数に係わらず、20日間の年次休暇を付与するものとする。
- 2 第4条及び前条に定めるもののほか、年次休暇の取扱いについては、職員の勤務に関する条例(昭和35年淀川左岸水防事務組合条例第13号)及び職員の勤務に関する条例施行規則(平成11年淀川左岸水防事務組合規則第1号)の定めるところによる。 (病気休暇)
- 第 6 条 再任用職員の病気休暇については、退職前の職員と同様の取扱いとする。ただ し、任期の更新を行わない者については、任期の末日までを上限とする。 (特別休暇)

第7条 再任用職員の特別休暇については、退職前の職員と同様の取扱いとする。ただし、任期の更新を行わない者については、任期の末日までを上限とする。

(欠 勤)

第 8 条 再任用職員の欠勤(看護欠勤を除く)については、退職前の職員と同様の取扱いとする。 ただし、任期の更新を行わない者については、任期の末日までを上限とする。

(職務専念義務の免除)

第 9 条 再任用職員の職務専念義務の免除については、退職前の職員と同様の取扱いと する。

(育児休業)

- 第10条 再任用職員の育児休業については、育児のための部分休業のみ付与する。 (実施細目)
- 第11条 この要綱の実施について必要な事項は、管理者が定める。

## 附 則

この要綱は、平成22年3月26日から施行する。

## 別表第1

週所定勤務日数 新たに 再任用職員と なった日の属する月	5 日	4日	3 目	2日	1日
4 月	20日	16日	12日	8日	4 日
5 月	18日	15日	11日	7 日	4 日
6 月	17日	13日	10日	7 日	3 目
7 月	15日	12日	9日	6 日	3 目
8 月	13日	11日	8日	5 日	3 目
9 月	12日	9日	7 日	5 日	2 日
10 月	10日	8日	6 日	4 日	2 目
11 月	8 目	7 日	5 日	3 日	2 日
12 月	7 日	5 日	4日	3 日	1 日
1 月	5 日	4日	3 日	2 日	1 日
2 月	3 日	3 日	2日	1日	1 目
3 月	2 目	1 目	1月	1月	